

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

同業者団体の通常会費と旅行積立金

Q：当社は、地元の同業者団体に加入していますが、通常会費の他に、旅行へ行く目的で旅行積立金を支払っています。団体からの領収書は1枚で会費となっていますので、旅行積立金も含めて諸会費として処理してよいでしょうか。

A：たとえ、領収書が1枚で会費となっても、通常会費分は諸会費としてその年分の費用に、旅行積立分は旅行積立金などとして資産に計上し、旅行を行った年度に交際費等として処理します。

【解説】

同業者団体等の通常会費とは、同業者団体等が、その会員のために行う通常の事業活動のために必要とする費用の分担金で、同業者団体等がその会計年度に費消してしまう会費ですので、原則として支出した年度の経費となります。

しかし、特別会費の場合は、原則として支出時に資産計上し、その支出後、実際に費消された年度に、その特別会費の費途に応じて繰延資産、交際費等、寄付金等として処理する必要があります。

ご質問の場合、旅行積立分は、通常会費ではなく特別会費となりますので、旅行に行った年度に資産をとりくずして、交際費等として処理することになるわけです。

